

令和3年第12回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年12月3日（金）

午後1時30分開会 午後2時40分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階 会議室

3. 出席委員（農業委員12名）

1 番 中田 安義	2 番 木浦 紀幸	3 番 神鳥 正貴
4 番 中山 誠治	6 番 古川 憲吾	7 番 宮本 孝博
8 番 梶原 安行	9 番 是佐 恵美子	10 番 山田 政則
11 番 河井 孝之	12 番 岩木 國明	13 番 沖村 弓枝

（推進委員12名）

登 宏太郎	岩本 博志	吉田 雅子	岡村 昭男
小西 礼子	三田 邦男	黒田 球貴	松井 祥壮
堀田 良昭	安井 多佳子	清水 透	倉本 良夫

4. 欠席委員（1名）

5 番 岡 真由美 14 番 河野 義刀

5. 議事録署名委員

9 番 是佐 恵美子 10 番 山田 政則

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	河内 光也
係 長	比良 大助
主任主事	武田 枝梨加
（佐伯支所）主任専門員	西田 昭子
（吉和支所）主任主事	平井 翔太
（大野支所）主任主事	奥田 規之
（宮島支所）主任主事	平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（利用権貸借）
- (2) 議案第 56 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 57 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 58 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (5) 議案第 59 号 非農地証明交付申請について
- (6) 議案第 60 号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 番第 1 項第 7 号の規定による届出受理処分
取消の専決処理について

9. その他

(開会 午後 1 時 3 0 分)

事務局長	初めに沖村会長職務代理者の挨拶の後、沖村会長職務代理者が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
沖村会長職務代理者	職務代理者挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。 ただいまから令和 3 年第 1 2 回廿日市市農業委員会総会を開会します。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 1 4 名、本日の出席委員 1 2 名、欠席委員 2 名、在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、9 番、是佐委員、1 0 番、山田委員のご両名をお願いします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 5 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 5 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は 2 ページに総括表、3 ページに内訳、位置図は 1 ページ・2 ページになります。 番号 7 6 番、農地の所在地は、津田字上小原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 2 筆の 2 , 5 3 1 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 8 2 番、農地の所在地は、玖島字景浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 2 , 0 7 3 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の

	各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第５５号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 松井委員と岩木委員、お願いします。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。番号７６番について説明いたします。現地確認を１１月１７日、会長、木浦委員、事務局２名と実施いたしました。地図は１ページです。所在でございますが、佐伯支所の北側に位置しております。現況は２筆とも水稻が作付された後、既に耕起済みで適正に管理されておりました。 確認の結果ですが、権利設定を受ける者も従前と同様、水稻を作付ける見込みで特に問題はないものと思われまゝす。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
１２番委員	１２番の岩木です。番号８２番についてご説明いたします。地図は２ページでございます。現地確認は１１月１６日に事務職員２名の方と堀田推進委員さんと私で確認いたしました。譲渡人は、相続人で〇〇さんです。譲受人は、〇〇さんでの利用権設定でございます。〇〇さんは、ご高齢でもう耕作困難であるので、〇〇さんに耕作依頼をされた次第です。耕作地は、地図の網かけの右そばですが、〇〇さんが２町を耕作しておられる状況です。〇〇さんにとっては近くであるので、大変便利だと思いますし、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。ございませぬか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第５５号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに異議はございませぬか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５５号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

事務局	議案第５６号 農地法第３条の規定による許可申請について 議案とします。 事務局から説明をお願いします。 議案第５６号 農地法第３条の規定による許可申請について 説明させていただきます。 議案書は４ページに総括表、５ページに内訳、位置図は３ページから５ページになります。 番号２９８番、農地の所在地は、玖島字泉水、登記地目は田です。面積は３筆の１，９５９平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難なためで、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。 番号３０２番、農地の所在地は、原字長野、登記地目は田です。面積は２筆の７５５平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難で後継者不在のため、譲受人は経営規模を拡大するためで、有償の所有権移転です。 番号３０８番、農地の所在地は、大野字小田ノ口、登記地目は畑です。面積は１筆の７３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難なため、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。 いずれも譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第５６号 農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当員の意見をお伺いします。
１２番委員	１２番の岩木です。３条の所有権移転の申請です。地図は、３ページになります。１１月１６日に事務局職員の方と堀田推進委員、私とで現地を確認しました。譲渡人、〇〇さんと譲受人、〇〇さんの所有権移転でございます。今、事務局から説明がありましたように、〇〇さんは遠方で耕作が困難であるということです。農地をされる方に譲渡したいということです。現在は遊休地として管理されておられますが、今度４条で２７４というのが地図にあるかと思いますが、そのところでまたご説明をいたします。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。３０２番について説明いたします。１１月１２日、事務局２名と沖村委員と自分の４名で現地確認を行いました。地図は４ページです。場所は、国道４３３号線の極楽寺方面へ上がる途中の土地です。譲渡人の〇〇さんはもう高齢ということで、近所の〇〇さんという方が、地図中の網かけ部分の農地を耕作されます。その下がこの〇〇さんという方の自宅になりますので、非常に家に近くです。この方は積極的に産直市にも出されて、畑を一生懸命耕作されております。何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
吉田推進委員	推進委員の吉田です。３０８番についてご説明いたします。 現地へは、確認は１１月１５日、山田委員と事務局とで行いました。位置図は５ページとなります。大野インター近くの少し広島寄りを流れる中津岡川という川の側道の法面の１メートルぐらい低い土地となります。譲渡人の〇〇さんはご高齢ですので、〇〇さん、５０年以上農作業をされている方に無償の所有権移転となります。小さい面積ですが、イチジク等を植えられる予定です。問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。これについてご意見、ご質問があればお願いします。 ご意見等はございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第５６号 農地法第３条の規定による許可申請について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５６号 農地法第３条の規定による許可申請について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第５７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は４ページに総括表、６ページに内訳、位置図は３ページになります。 番号２７４番、農地の所在地は、玖島字泉水で、登記地目は田です。面積は１筆の７１７平方メートルの申請です。関係者は議

	案記載のとおりです。転用理由は住宅として利用するためですが、既に住宅として利用しているため、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案５７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 岩木委員。
１２番委員	１２番の岩木です。２７４番についてご説明いたします。農地転用の申請の報告ですが、地図は３ページでございます。１１月１６日に事務局職員２名の方と堀田推進委員、私とで現地を確認いたしました。申請人さんの〇〇さんは、先ほど事務局から説明がございましたように、農地転用の手続をされずに住宅として使用されていたわけでございます。それに対する顛末書を添付されて申請をされたわけでございます。長きにわたって住宅として住んでおられたとは思いますが、先ほどの２９８番については、先ほど言いましたように遊休地として整地されておりましたので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りいたします。 議案第５７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について許可することに決定します。 続いて、議案第５８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に

	について説明させていただきます。 議案書は4ページに総括表、7ページ・8ページに内訳、位置図は1ページと6ページから8ページになります。 番号312番、農地の所在地は、大野字下灘の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の386平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、露天駐車場として利用するための申請です。 番号313番、農地の所在地は、津田字西横矢の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の118平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、敷地延長として利用するためですが、既に敷地の延長をしているため、顛末書が提出されております。 番号314番、農地の所在地は、吉和字花原女鹿平の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆の32平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、露天駐車場として利用するための申請です。 番号328番、農地の所在地は、宮内字黒折の第2種農地で、登記地目は田及び畑です。面積は6筆の1,105.61平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、申請地横の宅地と一体的に買い付け、庭敷地として利用するための申請です。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 山田委員。
10番委員	10番の山田です。312番についてご説明いたします。地図は6ページです。第5条の所有権移転の申請でございますが、これは、11月4日に吉田推進委員、それから事務局とで現地を確認しております。この土地は、現在は空き地のままで管理されているという状態ですが、所有権を移転された後には、正式に露天の駐車場として利用したいということでございます。周辺の農地には別に支障が当たるようなものではございませんので、問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	木浦委員。

2 番 委 員	2 番、木浦です。番号 3 1 3 番について説明します。 1 1 月 1 7 日、河野会長、事務局 2 名とで現地確認を行いました。現場は、地図は 1 ページです。3 1 3 番の網かけがしてある、右下が佐伯支所で、その前が県道となっております。この受人、渡人双方とも親の代に既にこういう契約をされており、その親の代からもう既に使われているところで、3 1 3 の網かけのすぐ上側が譲り人宅ということです。このたび、渡人の父親が亡くなられて相続されたために、登記整理ということで、屋敷の拡張ということで出されております。これは人家に挟まれて全く被害になるというところはありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。3 1 4 番について説明いたします。 〇〇さんと〇〇さんは兄弟でありまして、隣同士で住んでおります。〇〇さんは家は〇〇をしておりましたが、今は金属系の〇〇みたいなことをやっております、駐車場が足りないということで、狭い面積でもありますが、もともと畑だったところを駐車場にしたいということです。問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。
4 番 委 員	4 番、中山です。地図は 8 ページです。1 1 月 1 8 日、岩本委員、事務局と現地調査をしました。もう 1 0 年ぐらい使われていない古い家と、周辺は結構管理されていないので、草とか木がぼうぼうでした。裏は山で前側は川ですけれど、周辺農地に迷惑がかかることはないと思います。審議をよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。ございませんか。 《 委員より質疑等なし 》
議 長	意見がないようですので、お諮りします。 議案 5 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議はございませんか。 《 委員より異議等なし 》
議 長	異議なしと認め、議案第 5 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定します。 議案第 5 9 号 非農地証明交付申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 5 9 号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。

	議案書は 9 ページ、位置図は 8 ページ・ 9 ページになります。 事前に配付しております現地確認写真が添付されている議案第 59 号資料①も併せてご覧ください。 番号 316 番、農地の所在地は、原字上河末、登記地目は田です。面積は 1 筆で 1,044 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 番号 329 番、農地の所在地は、宮内字黒折、登記地目は田及び畑です。面積は 2 筆で 264 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第 59 号 非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 岡村委員。
岡村委員	原地区推進員の岡村です。316 番についてご説明いたします。11 月 12 日、事務局 2 名と木浦委員、自分とで現地確認を行いました。地図は 9 ページです。これは、原の市道の途中にある土地ですけれども、併せて現地確認写真のほう、資料①を見てもらったら分かるとおり、ここは竹が多くて、一帯が竹林となっており、農地としての利用は困難であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
4 番委員	4 番、中山です。11 月 18 日、岩本委員と事務局と現地調査をしました。非農地証明の現地写真ですが、別表 1 を見ていただきますと、下段ですが、結構もう本当に荒廃して、もう山林化しております。周辺はもうこの山林だけなので、他地区に迷惑がかかることはないと思います。審議のほうよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》

議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第５９号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５９号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定します。 続きまして、議案第６０号 農地法第３条第２項第５号に規定にする別段の面積について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第６０号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積について説明させていただきます。 議案書は１０ページになります。併せて、本日配付しました議案第６０号資料①をご覧ください。 この案件について経過を説明しますと、平成２５年１２月の総会におきまして、「本市の農業は、担い手をはじめとする農業経営体が不足し、農地の遊休化が深刻であるため、新規就農を促進し農地の保全及び有効利用を図る」という理由で、市内全域を１０アールに引き下げました。それから毎年、別段の面積につきまして、市内全域を１０アールということで設定してきました。 また、令和元年１２月総会において、本市の施策である「空き家バンク」に登録のある、「空き家バンクに付随する農地」については、農地の荒廃、遊休化を防ぎ、定住促進等を推進する観点から、条件付で下限面積を１アールと決めました。 そして、今年度の第１０回、第１１回の総会で下限面積について各支部の意見、委員の皆様の意見を拝聴し、取りまとめを行いました。その結果でございますが、引き続き、廿日市市全域を１０アールのままとし、本市の施策である空き家バンクに登録のある「空き家に附随した農地」も引き続き、農地の荒廃・遊休化を防ぎ、定住促進等を推進することができる観点から、条件付で下限面積を１アールとします。 なお、空き家バンクに登録のある空き家に附随した農地の別段面積ですが、表の中では市内全域と書いてありますが、ここは市街化区域を除く全域というふうになっております。すみません。訂正してください。 以上で、議案第６０号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、第１０回、第１１回の総会で２か月にわたり委員の皆様からお聞きした意見などを取りまとめたものです。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。

	ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 60 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について、廿日市市全域を 10 アールのまま変更は行わないこと、ただし、条件付で定住促進等の促進の観点から、市の施策である空き家バンクに登録のある空き家に附随する農地については 1 アールとすることに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 60 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について、廿日市市全域は 10 アール、空き家バンクに登録のある空き家に附随する農地については 1 アールとすることに決定します。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について報告します。 事務局から説明をお願いします。
議長	報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は 11 ページ、位置図は 10 ページ・11 ページになります。 今月の報告は、令和 3 年 10 月 12 日から令和 3 年 11 月 10 日までの間に受理した 3 件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号 310 番につきましては、農地転用の手続を行わず住宅として利用しているため、顛末書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いします。 質疑等はございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第

	8号の規定による届出について、報告を終わります。 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は12ページから14ページ、位置図は5ページ・12ページから15ページになります。 今月の報告は、令和3年10月12日から令和3年11月10日までの間に受理した8件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号288番については、農地転用の手続を行わず露天駐車場として利用しているため、顛末書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告させていただきます。 議案書は15ページ、位置図は13ページです。 今月の報告は、令和3年10月21日に受理処分を行ったものについて、令和3年11月5日に処分取消の通知をした1件です。 内容につきましては議案記載のとおりです。 取消事由につきましては、譲受人が変更になったためです。 以上で、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これにつきまして、質疑が

	あればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告を終わります。
議長	以上で、議事を終わります。 次回、第1回農業委員会総会は1月6日木曜日、廿日市市役所の7階会議室で開催する予定にしております。よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

(閉会 午後2時40分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（9番委員）

廿日市市農業委員会委員（10番委員）
